よって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務を、環境調整課は同項の事業によって造成された施設の保全その他の管理に関する事務のうち環境との調和に配慮するため必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6～11　（略）

12　保全整備専門官は、命を受けて、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13　環境保全専門官は、命を受けて、第一項の事業によって造成された施設の保全その他の管理に関し、環境との調和に配慮するため必要な調査に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14・15　（略）

第二百八十二条の二　筑後川下流福岡農業水利事業建設所に、用地課及び工事課並びに技術専門官二人を置く。

2　用地課は筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事課の所掌に属しない事務に関する事務を、工事課は筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

3　技術専門官は、命を受けて、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2　南部九州土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。

3～13　（略）

（生産経営産業部の所掌事務）

第二百九十条　生産経営産業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

た施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～11　（略）

12　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（新設）

13・14　（略）

第二百八十二条の二　筑後川下流福岡農業水利事業建設所に、工事課を置く。

2　工事課は、筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

（新設）

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2　南部九州土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3～13　（略）

（生産経営産業部の所掌事務）

第二百九十条　生産経営産業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

十七　日本農林規格に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

十八・十九　（略）

（消費・安全部の所掌事務）

第二百九十一条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二　（略）

三　指定農林物資に係る表示に関すること（登録認証機関等に関することを除く。）。

四～八　（略）

九　動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。

十　（略）

（事業支援課の所掌事務）

第三百二条　事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十二　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

十三　日本農林規格に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

（表示・規格課の所掌事務）

第三百七条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

一　（略）

二　指定農林物資に係る表示に関すること（登録認証機関等に関することを除く。）。

三　（略）

（新設）

十六　日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関すること。

十七・十八　（略）

（消費・安全部の所掌事務）

第二百九十一条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本農林規格に関すること。

三　（略）

（新設）

四～八　（略）

（新設）

九　（略）

（事業支援課の所掌事務）

第三百二条　事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

（新設）

十二　日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関すること。

（表示・規格課の所掌事務）

第三百七条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本農林規格に関すること。

二　（略）

（新設）

三　（略）